

第15期 決算公告

2025年6月26日

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
株式会社大和ネクスト銀行
代表取締役社長 下 村 直 人

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	2,094,764	預 金	4,309,674
預 け 金	2,094,764	当 座 預 金	11,403
コールローン及び買入手形	30,000	普 通 預 金	1,983,619
コ ー ル ロ ー ン	30,000	定 期 預 金	1,625,149
有 価 証 券	1,444,915	そ の 他 の 預 金	689,501
国 債	151,773	売 現 先 勘 定	41,297
地 方 債	70,130	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	503,123
短 期 社 債	24,979	借 用 金	789,300
社 債	289,702	借 入 金	789,300
そ の 他 の 証 券	908,327	外 国 為 替	8
貸 出 金	2,181,005	未 払 外 国 為 替	8
証 書 貸 付	2,180,926	そ の 他 負 債	87,337
当 座 貸 越	79	未 決 済 為 替 借	63
外 国 為 替	8,384	未 払 法 人 税 等	3,033
外 国 他 店 預 け	8,384	未 払 費 用	11,479
そ の 他 資 産	124,580	金 融 派 生 商 品	6,101
未 決 済 為 替 貸	13	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	65,909
前 払 費 用	93	そ の 他 の 負 債	750
未 収 収 益	20,125	賞 与 引 当 金	170
金 融 派 生 商 品	77,690	役 員 賞 与 引 当 金	118
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	25,883	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	27
そ の 他 の 資 産	774	繰 延 税 金 負 債	1,258
有 形 固 定 資 産	9	支 払 承 諾	4,799
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	9	負 債 の 部 合 計	5,737,116
無 形 固 定 資 産	5,538	(純資産の部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	5,538	資 本 金	50,000
支 払 承 諾 見 返	4,799	資 本 剰 余 金	50,000
貸 倒 引 当 金	△46	資 本 準 備 金	50,000
		利 益 剰 余 金	53,422
		そ の 他 利 益 剰 余 金	53,422
		繰 越 利 益 剰 余 金	53,422
		株 主 資 本 合 計	153,422
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△15,782
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	19,196
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	3,413
		純 資 産 の 部 合 計	156,836
資 産 の 部 合 計	5,893,952	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	5,893,952

損益計算書
(2024年 4月 1日から
2025年 3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	102,843
資金運用収益	101,028
貸出金利	41,465
有価証券利息配当金	36,760
コールローン利息	59
預け金利息	5,411
金利スワップ受入利息	17,320
その他の受入利息	11
役員取引等収益	185
受入為替手数料	60
その他の役員収益	124
その他の業務収益	795
外国為替売買益	524
国債等債券売却益	270
その他の経常収益	833
株式等売却益	657
貸倒引当金戻入益	8
その他の経常収益	167
経常費用	88,735
資金調達費用	50,246
預金利息	28,914
譲渡性預金利息	0
売現先利息	2,106
債券貸借取引支払利息	19,017
借入金利息	22
その他の支払利息	185
役員取引等費用	14,548
支払為替手数料	100
その他の役員費用	14,448
その他の業務費用	13,826
国債等債券売却損	4,500
金融派生商品費用	9,325
営業経費	8,901
その他の経常費用	1,212
株式等売却損	1,104
その他の経常費用	107
経常利益	14,108
税引前当期純利益	14,108
法人税、住民税及び事業税	4,297
法人税等調整額	△47
法人税等合計	4,249
当期純利益	9,858

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

器具備品 5年～18年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、予想損失率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署及び審査所管部署が資産査定を実施しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、出向従業員に対する賞与の支払いに備えるため、所定の計算基準による支払見積額の当事業年度負担分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支払いに備えるため、所定の計算基準による支払見積額の当事業年度負担分を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支払いに備えるため、取締役については2023年3月31日における取締役退職慰労金規程等に基づく当事業年度末要支給額を、監査役については監査役退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。なお、当社は2023年4月26日開催の取締役会において2023年3月31日限りで取締役退職慰労金規程を廃止することを決議しており、当事業年度末における取締役に対する役員退職慰労引当金残高は、取締役退職慰労金規程廃止時（2023年3月31日）までの在任期間に対応する取締役退職慰労金として、廃止時かつ当事業年度末に在籍している取締役への要支給額等を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」（改正移管指針第9号 2025年3月11日）に規定する繰延ヘッジによっております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジのうちヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているものは、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。それ以外のものについてはヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し両者の変動額を基礎にして判定しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

7. グループ通算制度の適用

当社は、株式会社大和証券グループ本社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

会計方針の変更

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）を当事業年度の期首から適用しており、当該会計方針の変更は、過去の期間のすべてに遡及適用されます。なお、当該会計方針の変更により財務諸表に与える影響はありません。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	743,817百万円
貸出金	1,253,297百万円

担保資産に対応する債務

売現先勘定	41,297百万円
債券貸借取引受入担保金	503,123百万円
借用金	789,300百万円

その他の資産には、保証金149百万円が含まれております。

2. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、23,151百万円であります。

なお、これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

3. 有形固定資産の減価償却累計額 14百万円

4. 関係会社に対する金銭債務総額 250百万円

5. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上することとなります。

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

その他経常取引に係る収益総額	20百万円
----------------	-------

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0百万円
役務取引等に係る費用総額	1百万円

2. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	株式会社大和証券 グループ本社	被所有 直接100%	役員の兼任	—	—	—	—

(2) 兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	大和証券株式会社	なし	役員の兼任 有価証券の売買 デリバティブ取引 担保金の受入 債券の貸付 コールローン 銀行代理店業務への報酬	有価証券の購入及び売却 (注1)(注2)	—	—	—
				デリバティブ取引(注1)(注2)	—	金融派生商品(資産)	2,804
				担保受入(注1)(注2)	—	金融商品等受入担保金	3,267
				その他の受入利息(注1)	△0		
				金利スワップ受入利息(注1)	1,169	金融派生商品(負債)	332
				その他の支払利息(注1)	7	未収収益	307
				外国為替売買益(注1)	127	未払費用	27
				担保金の受入(注3)	75,875	債券貸借取引受入担保金	105,490
				債券の貸付(注3)	75,378	未収収益	0
				有価証券利息配当金(注3)	7		
				債券貸借取引支払利息(注3)	3,981	未払費用	142
				コールローン(注4)	15,000	コールローン	30,000
				担保受入(注2)	—		
コールローン受入利息(注4)	57	未収収益	20				
代理店報酬(注5)	14,216	未払手数料	1,128				

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 反復的取引であるため、取引金額を省略しております。

(注3) 担保金の受入と債券の貸付の取引金額には、受入担保金額及び貸付債券の時価の月末平均残高を記載しております。また、担保金金利及び債券の貸付利率は市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。

(注4) コールローンの取引金額には、月末平均残高を記載しております。また、取引条件は市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

(注5) 当該取引条件は、預金金利等の市場実勢を勘案し、双方協議の上決定しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、預金業務、貸出業務、為替業務、有価証券投資業務などを行っております。これらの業務に伴い、貸出金、債券等の金融資産を保有するほか、預金、債券貸借取引等による資金調達を行っております。このように、当社は、主として金利・為替等の変動を伴う金融資産及び金融負債を有していることから、資産負債の適切なバランスを保つことを目的に、資産負債の総合管理（ALM）を行っております。また、その一環としてデリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主として国債、財投機関債、外国証券等の有価証券であります。これらは、発行体の信用リスク、金利の変動リスク、為替の変動リスク及びその他の市場価格の変動リスクに晒されております。また、貸出金は、外貨建てローン債権、住宅ローン債権、オートローン債権等を裏付資産とした流動化案件に対する貸出等であり、債務不履行に伴う信用リスク、金利リスク及び為替リスクに晒されております。一方、金融負債は、主として顧客からの預金であり、金利リスク等の市場リスク及び資金流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、債券に係る金利の変動リスクに対するヘッジ手段として金利スワップ取引を行い、必要に応じてヘッジ会計を適用しております。また、金利スワップ取引の他に、為替スワップ取引等を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引におけるカウンターパーティーリスク等の信用リスク管理については、信用情報や時価の把握を定期的に行い管理しております。貸出金については、個別案件ごとの与信審査、信用情報、外部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備しリスク管理を実施しております。

全体的な信用リスク管理は、リスクマネジメント部が行い、モニタリング結果を定期的にALM委員会に報告しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当社は、市場リスクに関する管理諸規程に従い、金利リスク管理の対象となる金融資産及び金融負債について、金利の変動リスクに対するリスクリミットを設定し、リスクマネジメント部において日次で把握・確認を行っております。また、モニタリング結果を定期的にALM委員会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当社は、市場リスクに関する管理諸規程に従い、為替リスク管理の対象となる金融資産及び金融負債について、為替の変動リスクに対するリスクリミットを設定し、リスクマネジメント部において日次で把握・確認を行っております。また、モニタリング結果を定期的にALM委員会に報告しております。

(iii) 市場価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、当社の市場リスクに関する管理諸規程に従って行っております。リスクマネジメント部は、価格変動リスクの状況や、リスクリミット・損失限度に照らした適正性をそれぞれ日次で把握・確認を行っております。また、モニタリング結果を定期的にALM委員会に報告しております。

(iv) デリバティブ取引の管理

デリバティブ取引については、市場リスクに関する管理諸規程に従い管理を実施しております。また、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。リスクマネジメント部は、取引状況のモニタリングを行い、その結果を定期的にALM委員会に報告しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

(ア) トレーディング目的の金融商品

当社は、トレーディング目的の金融商品は保有していません。

(イ) トレーディング目的以外の金融商品

当社では、金融資産及び金融負債について、市場リスク（金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク）の管理にあたり、バリュー・アット・リスク（一定の信頼水準の下での最大予想損失額。以下「VaR」という。）を用いております。VaR計測の方法は、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間20日、信頼区間99%、観測期間750営業日）で算出した値を保有期間125日に換算することとしております。2025年3月31日現在における当該数値は、11,063百万円でありませ

す。なお、当社では、リスク計測モデルによって算出されたVaRと仮想損益額との比較を行うバックテストを定期的に実施し、当該モデルの有効性を検証しております。当事業年度に実施したバックテストの結果、当社が使用するリスク計測モデルは市場リスクを適切に捕捉しているものと認識しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下においてはリスクを十分に捕捉できない場合があります。このようなVaRによる管理の限界を補完するため、各種シナリオを用いた損失の計測（ストレステスト）を実施しております。

③ 資金流動性リスクの管理

当社は、資金流動性リスク管理として、各種の流動性指標を設定・算出し、リスクマネジメント部が日次でモニタリングを行い、その結果を定期的にALM委員会に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価は、次のとおりであります。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
有価証券	468,445	751,188	—	1,219,633
その他有価証券	468,445	751,188	—	1,219,633
国債・地方債等	151,773	25,500	—	177,274
社債	—	152,928	—	152,928
外国債券	280,157	517,054	—	797,212
受益証券	36,514	55,703	—	92,218
資産計	468,445	751,188	—	1,219,633
デリバティブ取引（*1）（*2）	—	71,589	—	71,589
通貨関連	—	4,278	—	4,278
金利関連	—	67,310	—	67,310
デリバティブ取引計	—	71,589	—	71,589

（*1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（*2）当社は、一部の有価証券等にかかる金利変動リスク及び為替変動リスクを回避するために、金利スワップ及び為替スワップ等のデリバティブ取引を用いてヘッジを行っており、主に、繰延ヘッジを適用しております。
デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の貸借対照表計上額は66,742百万円となります。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価				貸借対照表計上額	差 額
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計		
有価証券	—	188,938	—	188,938	206,383	△17,445
満期保有目的の債券	—	188,938	—	188,938	206,383	△17,445
国債・地方債等	—	43,734	—	43,734	44,629	△895
社債	—	145,203	—	145,203	161,754	△16,550
貸出金（*）	—	—	2,175,606	2,175,606	2,180,976	△5,369
資産計	—	188,938	2,175,606	2,364,544	2,387,360	△22,815
預金	—	4,307,248	—	4,307,248	4,309,674	△2,426
借入金	—	781,399	—	781,399	789,300	△7,900
負債計	—	5,088,647	—	5,088,647	5,098,974	△10,327

（*）貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

なお、「現金預け金」「コールローン」「売現先勘定」「債券貸借取引受入担保金」は現金であること、または短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1) 有価証券

債券は、取引金融機関等から提示された価格によっております。このうち、国債等は、活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、レベル1の時価に分類しております。また、地方債及び社債並びに住宅ローン担保証券等は、公表された相場価格を用いていたとしても市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないことから、レベル2の時価に分類しております。投資信託は、取引所終値もしくは公表等されている基準価格によっており、取引所終値がある上場投資信託及び上場不動産投資信託は主にレベル1、それ以外の投資信託は主にレベル2に分類しております。また、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月21日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。）第24-3項および第24-9項の取扱いを適用し、基準価格を時価とみなした投資信託はレベルを付していません。

(2) デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引、及び通貨関連取引であり、観察可能なインプットを用いて割引現在価値等により時価を算定していることから、レベル2の時価に分類しております。

(3) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類、期間等に基づき、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定さ

れる利率で割り引いて時価を算定しております。また、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。ただし、一部の資産流動化ローンについては、第三者から入手した時価を使用しております。貸出金については、レベル3の時価に分類しております。

(4) 預金

預金のうち、要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、将来のキャッシュ・フローを見積もり、一定の割引率で割り引いて時価を算定しております。割引率は当社の信用スプレッドを加味したイールドカーブから算定しており、算定された時価はレベル2の時価に分類しております。

(5) 借入金

借入金は、将来のキャッシュ・フローを見積もり、同様の借入において想定される利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債の内レベル3の時価に関する情報

(i) 期首残高から期末残高への調整表、当事業年度の損益に認識した評価損益

該当ありません。

(ii) レベル3の時価についての評価プロセスの説明

該当ありません。

(iii) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

該当ありません。

(注3) 時価算定会計基準適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託に関する情報

(1) 時価算定会計基準適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している計表中の「有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

期首残高	当期の損益又は評価・換算差額等		購入、売却、発行及び決済の純額	基準価額を時価とみなすこととした額	基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益として計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融商品の評価損益
	損益に計上	評価・換算差額等に計上(*)					
—	—	—	6,059	—	—	6,059	—

(*) 貸借対照表の「評価・換算差額等」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 時価算定会計基準適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託の解約等に関する制限の内容ごとの内訳
一定期間の解約制限があるもの 6,059百万円

(注4) 時価算定会計基準適用指針第24-9項の取扱いを適用した投資信託に関する情報

時価算定会計基準適用指針第24-9項の取扱いを適用した投資信託は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している計表中の「有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

期首残高	当期の損益又は評価・換算差額等		購入、売却、発行及び決済の純額	基準価額を時価とみなすこととした額	基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益として計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融商品の評価損益
	損益に計上	評価・換算差額等に計上(*)					
3,602	—	158	9,077	—	—	12,838	—

(*) 貸借対照表の「評価・換算差額等」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券 (2025年3月31日現在)
該当ありません。

2. 満期保有目的の債券 (2025年3月31日現在)

(単位: 百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	44,629	43,734	△895
	社債	161,754	145,203	△16,550
	小 計	206,383	188,938	△17,445
合 計		206,383	188,938	△17,445

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2025年3月31日現在)
該当ありません。

4. その他有価証券 (2025年3月31日現在)

(単位: 百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券	52,575	52,464	111
	国債	39,031	38,964	66
	地方債	8,017	8,000	17
	短期社債	—	—	—
	社債	5,527	5,500	27
	その他	444,137	432,444	11,693
	外国債券	373,515	370,017	3,497
	その他	70,621	62,426	8,195
	小 計	496,713	484,908	11,804
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	277,627	295,449	△17,822
	国債	112,742	128,156	△15,413
	地方債	17,483	17,929	△446
	短期社債	24,979	24,979	—
	社債	122,421	124,383	△1,962
	その他	464,189	481,219	△17,029
	外国債券	423,696	438,417	△14,720
	その他	40,493	42,802	△2,309
	小 計	741,817	776,669	△34,852
合 計		1,238,531	1,261,578	△23,047

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
該当ありません。

6. 当事業年度中に売却した其他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
債券	104,916	—	3,095
国債	47,369	—	2,486
社債	53,487	—	568
地方債	4,059	—	40
その他	89,158	928	2,509
外国債券	55,685	268	921
その他	33,473	659	1,588
合 計	194,074	928	5,605

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. 減損処理を行った有価証券

該当ありません。

（金銭の信託関係）

該当ありません。

（収益認識関係）

収益認識に関する会計基準の対象となる収益に重要性が乏しいため記載を省略しております。

（税効果会計関係）

（1）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

其他有価証券評価差額金	7,264百万円
未払事業税	213
控除対象外消費税	104
賞与引当金	52
その他	79

繰延税金資産小計 7,714

評価性引当額 △44

繰延税金資産合計 7,670

繰延税金負債

 繰延ヘッジ損益 8,835

 その他 92

繰延税金負債合計 8,928

繰延税金負債の純額 1,258百万円

（2）法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.52%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金負債は43百万円増加し、其他有価証券評価差額金は207百万円増加し繰延ヘッジ損益は252百万円減少し、法人税等調整額は1百万円減少しております。

（持分法損益等）

該当ありません。

（賃貸等不動産関係）

該当ありません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	15,683,607円75銭
1株当たりの当期純利益金額	985,861円76銭

(重要な後発事象)

該当ありません。

(単体自己資本比率 (国内基準))

銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ (10) に規定する単体自己資本比率 (国内基準) は、27.28%であります。